

平成28年第11回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成28年11月25日 開会

平成28年11月25日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成28年第11回教育委員会定例会

平成28年11月25日（金）  
午後1時45分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項  
報告第40号 平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数（11月分）について  
報告第41号 平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について  
報告第42号 教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告について  
報告第43号 高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について
- 5 議案審議  
議案第21号 新十津川町教育委員会会議規則の一部改正について  
議案第22号 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の取扱いについて
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史  
熊 澤 定 男  
新 田 右 子  
荒 山 直 人  
近 藤 陽 介

○ 欠席者（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	遠 藤 久美子
主 幹	内 田 充
学校教育グループ長	坂 下 佳 則

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、平成28年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めて参ります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、荒山、近藤両委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎遠藤事務局長

それでは、お手元の行事報告をご覧ください。詳細につきましては、内田主幹より報告申し上げます。

◎内田主幹

それでは、お手元の資料をご覧ください。平成28年10月22日から本日11月25日までの行事をまとめておりますので、ご説明申し上げます。最初に10月22日、第33回町民音楽祭。音楽協会が33回目となる町民音楽祭を開催いたしました。町内13団体、総勢285人の方々が日頃の練習の成果を発表し、450人を超える町民の皆さんが鑑賞をいたしております。続きまして、10月28日から10月30日まで、文化協会が町民文化祭を開催いたしております。10月28日から30日まで改善センターにおいて展示部門が、10月31日にゆめりあにおきまして芸能部門が開催されました。展示部門は18団体6個人が出展、506人の方が鑑賞をしております。芸能部門は11団体が出演。小学生のダンスクリニックの1年生から4年生23人もチアダンスを披露し、266人の方が鑑賞をいたしております。11月5日、第28回MOA美術館滝川・新十津川・雨竜児童作品展表彰式ですが、本年度は792点の作品応募があり、特別賞30点、入選53点が選ばれ、本町関係分といたしましては、特別賞に6人が選ばれました。11月7日から12日までですが、新十津川通学合宿、小学校6年生男子10人、女子13人、合計23人が5泊6日の通学合宿に参加し、生活リズムの改善、学習習慣の確立について自らを見つめ直す機会といたしております。最終日の12日には、保護者も同席しての修了式が行われ、通学合宿で学んだこと、気付いたことをめいめいが発表いたしました。この事業に、大学生のボランティア12人の協力がありました。このあと、12月の21日に振り返りの会を開催し、規則正しい生活習慣が身に

ついたかの確認、そして今一度気づきを促す予定となっております。11月12日、アザレアコーラス定期演奏会。ゆめりあにおきまして、第28回定期演奏会が開催されております。新十津川小学校の合唱団、そして男声合唱団スノーグリーとの合唱も行われ、多くの方が鑑賞されております。11月15日、新十津川中学校武道公開研究授業。北海道の剣道連盟が主管となりまして、学校関係者を集めて授業を公開しております。今回は本町での開催となり、武道場において10人の関係者が剣道の指導方法等を見学しております。11月20日、新十津川町青年道外研修ですが、今回、今年度は、本町が十津川村を訪問する年で、地域おこし協力隊の高野智樹さんを団長に、役場職員2名、民間2名の5名と、教育委員会から加藤社会教育主事が引率して、3泊4日の日程で母村青年団との交流、村内視察等を行い、23日、無事帰町をいたしております。次に、資料には記載がございませんが、少年団活動等の結果について報告させていただきます。尚武会少年部が11月3日、東川町で開催された第26回少年剣道東川大会で団体戦小学生低学年、高学年、中学生の部でそれぞれ優勝をいたしております。11月6日、浦臼町で開催された中空知剣道大会で個人戦5部門、団体戦小学生、中学生の部でそれぞれ優勝をいたしております。11月13日、本町で開催されました第45回石狩川右岸市町村対抗剣道大会で、個人戦1部門、団体戦では準優勝をいたしております。続いて、野球スポーツ少年団ですが、11月20日、妹背牛町で開催された2016ちびっ子ティーボール交流野球大会で準優勝をいたしております。次に11月21日ですが、町内在住の高校生で組織するシニアリーダーアザレアが、これまでの活動が認められまして北海道青年顕彰を受賞して、役場町長室において伝達式が行われましたのでご報告を申し上げます。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、ないということですので、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第40号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(11月分)についてを議題といたします。事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、議案書の3ページをお開きください。小学校につきましては、合計314名で1名、2年生が1名転入により増加しております。中学校は、合計185名で前月と同数でございます。合計499名で前月より1名増加となっております。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

報告40号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数(11月分)についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、ないといということですので、以上をもちまして、報告40号平成28年度町内小中学校在籍児童生徒数（11月分）についてを報告済みといたします。続きまして、報告第41号平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、5ページをお開きください。1申請世帯数及び児童生徒数、1世帯1人、小学生1人でございます。2認定状況、別紙のとおりとなりまして、次のページをご覧ください。この世帯の場合は、需要額に対する所得額の割合が倍率1.29となりました。基準は1.3倍に満たない場合となっておりますので、基準に達していないということで準要保護世帯に認定されました。5ページにお戻りいただきまして、認定開始日でございますが、平成28年10月11日となっております。これは、転入した日からとなっております。なお、就学援助の議案内容につきましては、個人情報が出てございますので、取扱いにつきましては慎重にお願いしたいということをお願い申し上げまして、報告第41号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第41号平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

（「はい」という声あり）

◎久保田教育長

では、以上をもちまして報告第41号平成28年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定についてを報告済みといたします。続きまして、報告第42号教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは議案書7ページをお開きください。内容は別紙となりまして、別冊の報告書をご覧ください。この報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行って、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。それでは、主な内容を説明申し上げます。別冊の資料、1ページの中ほどです。2番、点検評価の対象でございますが、新十津川町教育目標を総合的な指針といたしまして、その重点的取り組みを政策の目標として掲げて実施いたしました平成27年度の施策として対象を定めております。なお、別添、後の方に、2として各施策の事務事業の評価を添付させていただいておりますので、小さくてちょっと見づらいところもありますが、お目通しいただければと思います。1ページの3、点検評価の方法でございますが、新十津川町行政評価システムに基づきまして、その進捗状況を明らかにするとともに課題等を分析し、今後

の方向性を示しているというものでございます。4、点検評価結果の構成でございます。これは、施策ごとに評価を行っております。それでは、2ページになります。中ほどの表でございます。教育委員会の活動状況ということで、教育委員会の開催状況は定例会12回、臨時会1回、そこで報告した件数は49件、議案21件のご審議をいただきまして議決いただいたところでございます。こちらの内容につきましては、後ろの別添資料1に議案名を整理してございます。2ページの2、条例、規則等の制定でございます。27年度につきましては、条例4件、規則10件、要綱1件、合計15件について議決いただいたところでございます。続きまして、3ページ、3、教育委員会委員の活動状況ということで、1年間の活動状況を整理したものでございます。27年度につきましては、4月2日の教職員辞令交付式・激励のつどいから始まりまして、学校行事への参加など主な活動を報告させていただきました。それでは、5ページから点検評価の結果ということで、先ほど申し上げました評価の内容を整理したものを記載してございますが、こちらにつきましても、主な項目ということで説明させていただきます。まず、政策は、学校教育と社会教育という大きな2本に分けて目標を掲げてございます。学校教育につきましては、児童生徒一人ひとりの実態に応じた学習指導により「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を目指し、生きる力を育むという目標に向かって、2つの施策に分けてそれぞれ展開してきたところでございます。1つ目の施策は、学校教育環境の充実についてでございます。(2)施策の指標といたしましては、全国学力・学習状況調査科目において、全国平均を上回る割合としておりまして、(4)目標値及び達成値ですが、目標値は100パーセントでございましたが、達成値は10パーセントでございました。(5)改善の方向性ですが、こちらに記載してございますが、学習支援サポーターや学力向上推進講師を活用し、また、長期休業中のやまびこなどを継続してきめ細やかな学習指導をしていくなどとなっております。なお、学習支援サポーター2人を小学校に、学力向上推進講師を中学校に1名配置いたしました。(6)の改善の方向性ですが、アは理事者からの重点的取組みの指示事項、イとして、評価に対する意見、指示を記載してございます。続きまして、6ページ、2つめの施策名、学校給食の充実です。こちらは、(2)施策の指標は、学校給食における生鮮野菜の町内産使用割合でございまして、(4)の目標値33パーセントに対しまして達成値は31パーセントで、目標値より少し下回ったところでございます。(5)と(6)の改善の方向性ですが、今後も信頼される調理体制の下、地場産食材を積極的に使用した美味しい学校給食の提供に努めると、調理業務委託業者のノウハウも取り入れることとなっております。続きまして、政策のもう1本の柱、社会教育でございます。こちらは5つの施策の展開をしております。1つ目の施策、社会教育活動の推進でございますが、(2)施策の指標は、体験学習事業の参加率でございます。(4)目標値67パーセントに対し達成値は82.1パーセントで、目標を大きく上回っております。(5)につきましては、本年7月に実施いたしました総合行政審議会の委員さんの意見を載せてございます。(6)と(7)は改善の方向性でございます。続いて、2番目の施策、青少年健全育成の充実でございます。(2)の施策の指標は、青少年の健全育成に対する町民の満足度でございまして、(4)目標値39パーセントに対し達成値は75.2パーセントで、目標を大きく上回っております。(5)はこちらも7月の総合行政審議会での意見で、(6)(7)につきましては、改善の方向性でございます。続きまして、8ページの3、読書活動の促進でございます。こちらの(2)指標につきましては、住民の図書館の利用冊数でございまして、(4)達成値は6.1冊で、目標値を若干下回った結果となりました。(5)が総合行政審議会での意見でございまして、(6)と(7)の改善の方向性ですが、より多くの町民に読

書活動の意義や大切さについて、普及、啓発を進めていく。とりわけ、子どもの読書活動の推進が求められており、読書に親しむ環境の整備を行っていく。また、図書館通いが楽しくなる、本を借りたくなる仕組みづくりを検討することとしております。次に4番、文化活動の促進でございます。施策の指標は、文化事業に対する満足度でありまして、達成値は81.6パーセントとなり、こちらも目標を上回っております。続きまして、5、スポーツ活動の促進でございます。こちらの(2)の指標は、スポーツ大会、体験等の参加率で、達成値は89.2パーセントと、こちらも目標を達成しております。(5)、(6)の方向性ですが、ライフステージに応じたスポーツ活動に手軽に取り組むことのできる機会を効果的に提供していく等々ということでございます。先ほどもあったんですけれども、この◎につきましてもは最重点の取り組み事業という意味で、生涯スポーツ推進事業を重点的にやっていくという考え方でございます。以上、主に施策の評価についての説明とさせていただきます。なお、これを踏まえまして、来年度の教育行政方針につきましても、これらのことをもとにまとめていきたいというふうに考えているところでございます。以上申し上げます。報告第42号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第42号教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして報告第42号教育行政事務の管理執行状況点検・評価報告についてを報告済みといたします。続きまして、報告第43号高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、9ページをご覧ください。こちらにつきましてもは、今年度から新たに始まりました事業でございます。高校への遠距離通学者の通学費、4月から9月分を10月7日締め切りで申請を受付しましたので、その状況を報告させていただきます。助成の対象は、滝川又は砂川から通学する学校まで公共交通機関を利用し、月額10,000円以上負担している場合にその2分の1以内、上限は20,000円としております。申請件数は9件で、記載のとおり4校の学校に通学している生徒で、高校1年生が5名、3年生が4名となっております。通学費の合計金額は1,274,240円で、助成額は合計614,400円となりました。このあと、3月にも申請を受け付けます。また、前期分を申請しなかった方でも1年分を3月にまとめて申請する方もいるというふうに予想しておりますので、全体で最終的にこの倍以上の人数が申請するのではないかとというふうに思っています。以上申し上げます。報告第43号高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況についての説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

報告第43号高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

エリアの決まりとかっていうのはあるのでしょうか。どこまで、通える範囲だったらどこでもいいということなのでしょうか。

◎遠藤事務局長

エリアの定めはございません。要するに、あくまでも自宅から通学している場合の公共交通機関を利用し10,000円以上負担している方なので、札幌であろうとどこでもそれは特に定めはございません。以上です。

◎近藤委員

通学できる範囲でということですね。

◎遠藤事務局長

はい。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

以上をもちまして、報告第43号高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況についてを報告済みといたします。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第21号新十津川町教育委員会会議規則の一部改正について。事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

新十津川町教育委員会会議規則の一部を改正する規則です。新十津川町教育委員会会議規則の一部を次のように改正する。最初に下段にあります提案理由を申し上げます。教育委員会会議録の公表を行うことに対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第9項の規定に基づき、その取扱いについて必要事項を定めるため、議決を求めらるるものでございます。それでは12ページをお開きいただきまして、新旧対照表をご覧ください。こちら、左が改正後の条文で、右が現行の条文でございます。第15条として会議録の公表の条文を追加するものでございまして、教育長は、会議録を作成したときは、事務局に据え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表する。ただし、第11条第1項ただし書の規定により公開しないこととした事項の審議に係る部分については、公表しないことができるというふうに規定してございます。このただし書にあります第11条第1項ただし書の場合は公表しないことができるというこの規定は何かと言いますと、13ページをご覧くださいまして、13ページの上の表です。こちらが、会議規則の抜粋です。この下線部分です。人事に関する事



件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で公開しないことと議決したときに非公開とする旨の規定です。戻っていただいて、11ページをご覧ください。附則でございます。この規則は、公布の日から施行し、改正後の新十津川町教育委員会会議規則の規定は、平成28年4月1日から適用するものでございます。またすみません、13ページをご覧くださいまして、今度は下の表になります。こちらが地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を記載したものでございます。この法律が昨年4月の改正によりまして、第14条第9項が追加されております。下線部分です。教育委員会会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないと改正されておりますが、本町につきましては、本年度から、平成28年4月から適用するべく今回改正規則を上程させていただいたものでございます。なお、14ページから16ページにつきましては、今回の改正後の、議決されたときの改正後の規則を、全文載せてございます。この太字のところは今回改正されることとなります。以上申し上げまして、議案第21号新十津川町教育委員会会議規則の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

議案第21号新十津川町教育委員会会議規則の一部改正についての説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

この改正案の中で、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するとあるんですけども、去年から第14条第9項が追加になったということで、その議事録を作成しこれを公表するよう努めなければならないということになったということなのですか。この公表するというのはインターネットで公表するということなのでしょうか。

◎遠藤事務局長

インターネットを通して公開します。それと、文書でも見せてくださいという方がいらっしゃるれば紙でももちろん見せるということになります。今は一応その2点を想定しております。

◎近藤委員

これは、新十津川町だけがやっているというか、他の市町村でも14条9項の追加に伴ってやっていることなのでしょうか。

◎坂下グループ長

議事録の公表については、全部の自治体、近隣の自治体は調べてはおりませんが、大きな市町村でしたら市町村のホームページ等で公開をしている状況にあります。以上です。

◎久保田教育長

近藤委員、今の答弁で、よろしいですか。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長

これより、議案第21号新十津川町教育委員会会議規則の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って議案第21号新十津川町教育委員会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第22号全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の取扱いについて事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、17ページをお開きください。まず、提案理由を申し上げます。文部科学省が実施する全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本町の結果を、北海道教育委員会が公表する「北海道版結果報告書」への掲載に同意することについて、議決を求めるところでございます。新十津川町教育委員会は、北海道教育委員会が公表する全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への掲載について、同意する。

1、公表内容、北海道教育委員会による市町村名を明らかにした基本フォーマットによる。別紙のとおりとなりまして、18ページをご覧ください。結果の公表に関する道教委の考え方でございます。1、道教委による市町村名を明らかにした公表について。公表の内容は、各種目の成果と課題が明確になるよう、各種目のT得点を示すレーダーチャートを基本とするとともに、分析結果や体力向上策を併せて示すこととしています。なお、このT得点とは、全国の平均を50としたときの本町とのその偏差値でございます。基本フォーマットは19ページ以降に例を載せてございます。19ページの上段にレーダーチャートがございます。市町村の状況が分かるように記載されることとなります。ほかに学校質問紙や児童生徒質問紙調査の結果から成果が表れているものや特色あるものを掲載する予定でございます。20ページ以降につきましては、掲載するデータの例でございまして、こういういろんな情報の中から公表するに相応しいと言ったら変ですけども、良い結果が表れていたり良い取組みの成果が出ていたりするようなものを市町村の意向をもとに北海道版に載せてもらうというものでございます。17ページにお戻りいただきたいと思っております。2の公表年度でございます。こちらにつきましては、平成28年度、今年度以降ということで、例年、この結果につきましては、12月に公表されておりますので、今年度からというふうに考えてございます。以上申し上げまして、議案第22号全

国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の取扱いについての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

補足説明といたしまして、私から、先の教育委員会におきまして、本年度、学力の公表を教育委員会に上程させていただきまして議決賜りました。同じくですね、今年度、体力の公表についても、併せて今、同年度に、公表したく今回上程したものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。質疑はございませんか。

◎荒山委員

運動習慣等の調査っていいですけど、どのような形を取って調査をするのでしょうか。

◎遠藤事務局長

20ページ、21ページにこの例として載っていますが、子どもたちへの質問、学力のときも家で勉強をしていますかとかってあるのですけれども、運動に関する質問紙も一緒に実施します。

◎荒山委員

質問。

◎遠藤事務局長

はい、質問、子どもたちに。それらが、例えば20ページの右の上の方ですね、児童質問紙ってありますけれど、例えばこう楽しいですかとかスポーツをすることが好きですかとか、そういう子どもたちの回答ですね。下は学校質問紙、学校への質問も一緒に運動能力の結果だけではなく、それぞれ関係するようなことを具体的に聞いて答えをもらった集計結果ということなんです。

◎荒山委員

運動能力の調査というと、学校で何かの運動をさせてタイムを計るとかそういうようなことなんですかね。

◎遠藤事務局長

例年7月ぐらいまでに、期間が決められた中で、何回かに分けていると思うのですが、19ページに記載されている項目を実施します。

◎荒山委員

握力とか、はい。

◎遠藤事務局長

これらを1人1人の結果をもとにやるのと、さっき言った質問の回答と、それらを合わせて集計したものが今まだ、教育委員会に結果は来ておりません。ですが、間もなく届くと思われています。全国といううちの町の状況だとか。こういうことをやった上で、今集計中だということなんです。さっきT得点とかって、私もちよっと分からなかったん

ですけれども、学力の場合はまあ全部できたらまあ100点だとか何百点満点か分かりませんが、満点ってあるんですけれども、運動の場合は満点っていう概念がないので、例えばソフトボール投げですと何メートル以上だと10点、何メートルまでだと9点という風になっておりますので、それぞれの得点とか記録をもとに平均を出してそれよりいいとか悪いとかっていう比較をするようなことになっていきます。

◎久保田教育長

荒山委員、よろしいですか。

◎荒山委員

はい。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

これより議案第22号全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の取扱いについてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。従って、議案第22号全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の取扱いについては原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より説明願います。

◎遠藤事務局長

それでは、日程等の確認をさせていただきます。来月、12月の定例会でございしますが、15日木曜日と考えております。続きまして、1月の定例会のお話をさせていただきますが、1月定例会につきましては、事務局といたしまして、1月13日の金曜日はいかがかなと思っておりますが、皆様方のご都合をお聞きしたいと思います。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

◎遠藤事務局長

ありがとうございます。では、12月は15日、1月は13日ということでお願いを申し上げます。

◎久保田教育長

私から1点、その他、提案させていただきます。今ほど配布いたしました空知管内町教育委員会連絡協議会役員ローテーションということの一覧表でございまして、それぞれ新十津川町、奈井江町、上砂川町、浦臼町の中空知4町でこの下段に太字で書いてお

ります空知管内町教育委員会連絡協議会について、この中ブロックにおいて、副会長、理事、監査各1名を教育長及び教育委員の候補に選出ことになりました。それから、その下段、北海道町村教育委員会連合会という上部組織がございまして、中ブロックより教育委員が理事、教育長、評議員各1名を選出するというので、この上の数字書いてあるところが年度なんです。それで、29年度と30年度は、ローテーションで新十津川町が、教育長は道の評議員、教育委員につきましては道の理事という役員を選出する年度になってございます。1年度当たりですね、教育長については評議員会が年1回、教育委員につきましては、年3回か4回、札幌で会議があるということで、確認をしております。教育委員4名の方の中から、道理事、1年度当たり3、4回札幌での出張があるんですけども、選出をいただきたく、ここに提案させていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎久保田教育長

皆さんから立候補、推薦。まず立候補から。

◎荒山委員

3、4回ってどういうタイミングで。

◎久保田教育長

やっぱり期間ごとに、年度当初の計画案、4月か5月だとか、中とか、最後決算見込みだとか集まって、まあ春、4月、5月1回の秋8、9月1回の11月、12月か1月ぐらいいまでの間に1回ぐらいの、まあ3回から4回、確か3回でなかったか、でもまあ4回のとときもあったかなと、前はですね、浦臼町だったものですから、浦臼の教育長に確認したら3回から4回だったかなというような。

◎久保田教育長

皆さん、立候補ないということで。推薦もないですか。それでは僭越ですけども私の方から提案させていただきたいのですが、ご経験豊富な職務代理、熊澤職務代理さんにちょっとお願いしたいなと思うのですけれども、どうでしょう。熊澤委員、どうでしょうか。

◎熊澤委員

あまり体力的に。本当はほかの人にやってほしいですが。

◎久保田教育長

今まではこういうの、理事の依頼って、過去にありました。

◎熊澤委員

ないと思うのですが。

◎久保田教育長

ないですね。

◎熊澤委員

空知は。

◎久保田教育長  
空知はありましたね。

◎熊澤委員  
あったな。

◎久保田教育長  
やっていただいて、ちょっと1回出ていただいて、雰囲気。

◎熊澤委員  
責任はとれませんが。困ったことに、スケジュールがあまり合わないんですよね。農家の1番忙しいときに。

◎久保田教育長  
時期、会議の時期がですね。

◎熊澤委員  
まあ病気になるかもしれませんが、何とか。

◎久保田教育長  
はい、ありがとうございます。

◎熊澤委員  
皆さん、よろしく。

◎久保田教育長  
今ほど、熊澤委員さんから今、承諾をいただきましたので、そういうことで、皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

◎久保田教育長  
それではよろしく願いいたします。私からは以上でございます。事務局、ほかにありますか。

◎遠藤事務局長  
ないです。

◎久保田教育長  
それでは、以上をもちまして、平成28年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後2時45分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 荒 山 直 人

会議録署名委員 近 藤 陽 介